

青森県告示第二十四号

告
示

公 告

○地籍調査の成果の認証.....

(農村整備課) ... 七

目 次
告 示

- 字の区域及び名称の変更.....
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定.....
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によるシルバー人材センター連合の事務所の所在地変更の届出.....
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....
- 保安林の指定解除予定.....
- 右 同.....
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....
- 公有水面埋立ての免許.....
- 地籍調査の成果の認証.....

(市
振
興
課) ... 一
(青
少年
課) ... 四

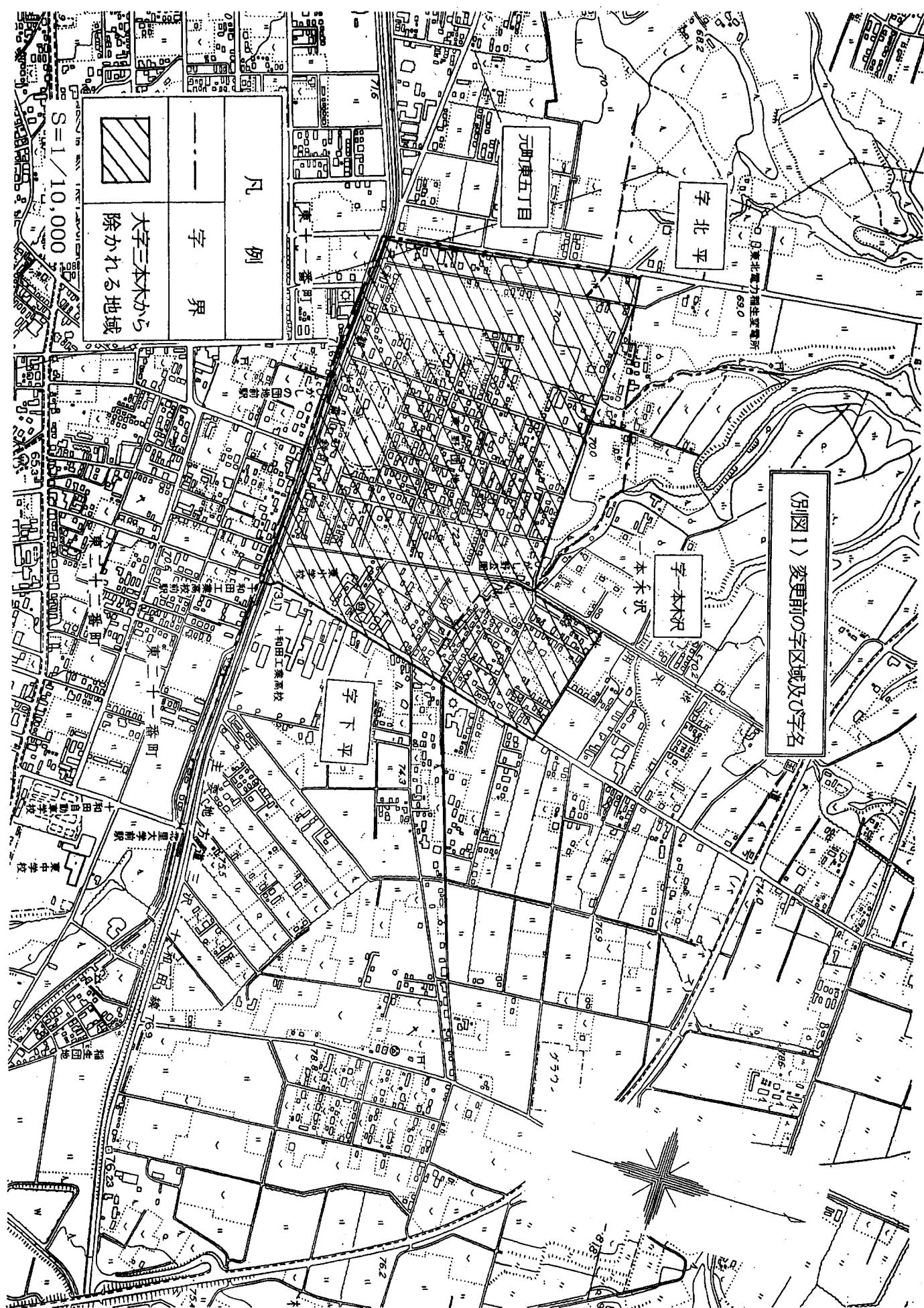
平成十四年一月二十三日

和田市長から十和田市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
 右の字の区域及びその名称の変更は、平成十四年一月四日からその効力を生ずるものとする。

青
森
県
報

第十九百七十四号 平成十四年一月二十三日(水曜日)

町 名	住居表示実施前の町名等	青森県知事 木 村 守 男
ひがしの一丁目	大字三本木字下平の一部	
ひがしの二丁目	大字三本木字下平の一部	
一本木沢一丁目	大字三本木字下平の一部	
一本木沢二丁目	大字三本木字一本木沢の一部	



S=1/10,000

字例

界

〈別図2〉変更後の字区域並びに字名及び町名

青森県告示第一五号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十一條
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事
木村守男

番号	指定	三五七	三六四	三五五	三五三	三五四	三五二	三五〇	三五九	三五六	三五七	書籍	種別	名	称	(製作者)名者	発行者	該当項	
二月号	COMIC	二月号 アクトレス 快楽天 一三八七七一一	二月号 ○一四七一一〇一	二月号 ミステリーレディース ○八五〇九一〇一	GOKUH ○三七九七一〇一 ファンタジイカクテル 一七八八九一一	二月号 海賊ナンバーワン ○一四六一一二	二月号 ○九六六三一一	二月号 レディースコミック ○一二八四一一	二月号 お宝ワайдショーマ ○九六七一一一	BUBKA Max ○二二八四一一	二月号 S p e c i a l A y a ○七六七九一一	二月号 お宝ワайдショーマ ○九六七一一一							
社	ワニマガジン	リイド社	マガジン・マ	富士美出版	バウハウス	竹書房	セブン新社	コアマガジン	青森県青少年健全育成条例	第十二条第一項第一号該当	青森県青少年健全育成条例	第十二条第一項第一号該当	青森県青少年健全育成条例	第十二条第一項第一号該当	青森県青少年健全育成条例	第十二条第一項第一号該当	青森県青少年健全育成条例	第十二条第一項第一号該当	

青森県告示第二十六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十八条の三において準用する同法第二十四条第三項の規定により、次のとおりシルバーパートナーズセンター連合から事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第四十八条の三において準用する同法第二十四条第四項の規定により公示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事
木村守男

区分 名 称	住 所	事務所の所在地	変更年月日
変更後	変更前		
一 森社 人県団 連材シ法 セル人青 会	二 五 青森市 の三 中央一丁目	青森市 中央一丁目一 青森市本町四丁目一 弘前市大字南袋町一 八戸市類家四丁目三 黒石市大字内町六一 五所川原市字岩木町 十和田市西十二番町 浪南一上のむタ三二 岡津四北六つ沢字下 字軽の郡五市八市 稻郡一百石町字沼端 柳町の二二八 丁目八	平成三・三・三
二 和田市 の二 市西十二 番町	一 二 五所川原市 字岩木町 八戸市 類家四丁目三 黒石市 大字内町六一 弘前市 大字南袋町 一 青森市 本町四丁目一 青森市 大字南袋町 一 弘前市 大字南袋町 一 青森市 本町四丁目一 青森市 大字内町六一 五所川原市 字岩木町 八戸市 類家四丁目三 黒石市 大字内町六一	青森市 中央一丁目一 青森市本町四丁目一 弘前市大字南袋町一 八戸市類家四丁目三 黒石市大字内町六一 浪南一上のむタ三二 岡津四北六つ沢字下 字軽の郡五市八市 稻郡一百石町字沼端 柳町の二二八 丁目八	平成三・三・三

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年一月二十二日

青森県告示第二十八号

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域
下北郡大間町大字奥戸字八森三の一七九 下北郡大間町大字奥戸字新釜七の四 佐々木清喜	岩川	鉄二
奥戸第一区域	法第二百四十九号に掲げる漁業	二

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八号）第二百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第六項において準用する同法第二百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十四年一月二十二日

青森県知事 木村守男

平成十四年一月二十二日

青森県知事 木村守男

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

青森県告示第二十七号

三沢市大字三沢字下 タ沢八三の二二八 むつ市柳町二丁目八 の六五の一四四 上北郡百石町字沼端 一四四の一六五 浪南津軽郡浪岡町大 木町輕郡稻村八八の九 字藤山三四的大字 広西津軽郡木造町字末 の二
--

- 一 解除予定保安林の所在場所
下北郡大畠町大字大畠字佐藤ヶ平一の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備
- 四 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

青森県告示第二十九号

- 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
- （次の図）は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。
- 一 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 - 三 水源のかん養
保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

青森県告示第三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二百四十九号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

届出事項 加入区称	発起人の住所及び氏名	指定漁船調査の縦覧	
		期間	場所
青森市大字前田字中野一番地 の一	中村岩太郎	平成十四年二月二十三日から同年二月六日まで	東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度二七分三七三・八二メートルの地点
青森市八重田二丁目四番八号 青森市八重田二丁目四番八号	川村春光 藤齋貞一	青森市漁業協同組合	②の地点 ①の地点から三五四度七分七一・四四メートルの地点 ③の地点 ②の地点から三五六度一四分一一六・七七メートルの地点 ④の地点 ③の地点から八六度一四分六九・八四メートルの地点
			トールの地点 ①の地点から三五四度七分七一・四四メートルの地点 ②の地点 ②の地点から三五六度一四分一一六・七七メートルの地点 ③の地点 ③の地点から八六度一四分六九・八四メートルの地点 ④の地点 ③の地点から八六度一四分六九・八四メートルの地点

青森県告示第三十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年一月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

平成十四年一月二十三日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

1 位置

東津軽郡平内町大字稻生字稻生六二に隣接し、二一の一、二一の二、四〇、四

一の三、四一の一、四三の一及び四四の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 アの地点 東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤
 カの地点 基部に設置された水準点（ハ点）から四三度四九分三七一・三四メートルの地点

イの地点 アの地点から三五四度七分二一・〇一メートルの地点
 ウの地点 イの地点から三四四度二三分三・三一メートルの地点
 エの地点 ウの地点から三五六度一四分一四一・〇六メートルの地点
 オの地点 エの地点から三五六度一四分一四一・〇六メートルの地点
 カの地点 オの地点から八六度一四分八九・八四メートルの地点

3 面積

一二、八七九・六六平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤基部に設置された水準点（ハ点）から四三度二七分三七三・八二メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五四度七分七一・四四メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五六度一四分一一六・七七メートルの地点

④の地点 ③の地点から八六度一四分六九・八四メートルの地点

3 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字稻生字稻生六二に隣接し、二一の一、二一の二、四〇、四

一の三、四一の一、四三の一及び四四の一に隣接する町道の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡平内町大字稻生字深沢地先の稻生漁港（稻生地区）西防波堤
 カの地点 基部に設置された水準点（ハ点）から四三度四九分三七一・三四メートルの地点

トルの地点

イの地点 アの地点から三五四度七分二一・〇一メートルの地点
 ウの地点 イの地点から三四四度二三分三・三一メートルの地点
 エの地点 ウの地点から三五六度一四分一四一・〇六メートルの地点
 オの地点 エの地点から三五六度一四分一四一・〇六メートルの地点
 カの地点 オの地点から八六度一四分八九・八四メートルの地点

市町村名	大字名	小字名
市町村名	大字名	小字名
鰺ヶ沢町	東通村	青森県知事 木村守男
舞戸町	白糠	
清西小小 滝松浜夜 島	向向明水雪鳥 流流神神上頬ノ 下ノ川鳥ノ沢 上端居沢	

東通村及び鰺ヶ沢町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十四年一月二十三日

地籍調査の成果の認証

公 告